○国土交通省告示第千百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十月十八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府吹田市内本町三丁目二十六番二十九号　独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部北大阪都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

臼ヶ垰川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県日野郡溝口町大字富江字惣作三六四番二五内四等三角点富江を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二九七度三九分三六秒　一四六三・二七三メートルの地点　一号

標柱一号から一〇九度二二分四八秒　一九・二〇一メートルの地点　二号

標柱二号から八四度四八分二七秒　一六・四四〇メートルの地点　三号

標柱三号から三六度五〇分五七秒　五〇・四三九メートルの地点　四号

標柱四号から七八度二分五九秒　四五・五九四メートルの地点　五号

標柱五号から九五度七分二二秒　五六・〇六五メートルの地点　六号

標柱六号から一六五度二九分五八秒　五二・一九四メートルの地点　七号

標柱七号から一五六度一二分三六秒　三六・一五四メートルの地点　八号

標柱八号から一五二度五五分四八秒　二五・五九九メートルの地点　九号

標柱九号から一二七度三分七秒　八五・九七八メートルの地点　十号

標柱十号から一五六度一八分二三秒　一一七・二九四メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三七度二五分五三秒　四五・一四九メートルの地点　十二号

標柱十二号から二六四度七分二七秒　四七・一三一メートルの地点　十三号

標柱十三号から二八〇度一六分二五秒　七一・四六四メートルの地点　十四号

標柱十四号から三一五度五八分四三秒　一〇〇・一六〇メートルの地点　十五号

標柱十五号から二九六度四三分七秒　七〇・八〇三メートルの地点　十六号

標柱十六号から三〇八度三九分三六秒　七六・六八五メートルの地点　十七号

標柱十七号から三五三度一六分二秒　四九・九四二メートルの地点　十八号

標柱十八号から三五二度二六分五四秒　二五・四四六メートルの地点　十九号

標柱十九号から三一二度二四分一六秒　二五・七三三メートルの地点　二十号

標柱二十号から二八九度二二分四八秒　一五・二九五メートルの地点　二十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を水路敷の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町上石見

字ゴウロ坂

六〇六番一　一号

字峠

六〇七番二　二号から四号

六二一番　二十四号

六一九番　二十五号及び二十六号

六一五番　二十七号及び二十八号

六〇七番一　二十九号から三十三号

六一一番　三十四号

六〇九番二　三十五号

字城殿山

一一九二番一　五号から七号

一一九二番五　八号から十四号

一一九二番一　十五号及び十六号

一一九二番二　十七号及び十八号

一一九二番三　十九号から二十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和二十三年総理府告示第九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町武庫

字大峰横路

一八三一番地先河川敷　一号

一八三一番　二号

一八三一番地先河川敷　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱四号と七号を昭和二十三年総理府告示第九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町武庫

字大峰横路

一八三一番地先河川敷　四号及び七号

一八三一番　五号及び六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱八号と五十三号を昭和二十三年総理府告示第九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町武庫

字大峰横路

一八三一番地先河川敷　八号

一八三一番　九号から十八号

一八三二番二　十九号

字大松ヶ垰

一八四〇番四　二十号から二十三号

字三谷山

一八三七番二地先河川敷　二十四号及び二十五号

一八三七番二　二十六号から二十八号

一八三七番二九　二十九号から三十七号

一八三七番七六　三十八号及び三十九号

一八三七番四　四十号

一八三七番七五　四十一号から四十九号

字三谷上ミ平ラ

一八三四番　五十号から五十二号

一八三五番　五十三号

一八三五番地先河川敷　五十四号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱五十四号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱五十四号と五十九号を昭和二十三年総理府告示第九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町武庫

字三谷上ミ平ラ

一八三五番地先河川敷　五十四号

一八三五番　五十五号

一八三四番　五十六号から五十八号

一八三四番地先河川敷　五十九号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱六十号から六十二号までを順次結んだ線及び標柱六十号と六十二号を昭和二十三年総理府告示第九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町武庫

字三谷上ミ平ラ

一八三四番地先河川敷　六十号

一八三四番　六十一号

字荒田家ノ奥

一四七二番一地先河川敷　六十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡三朝町大字恩地

字家脇

四五〇番一　一号及び十二号

四五〇番四　二号、三号及び十一号

一四三番一　四号及び五号

一四三番一地先道路敷　八号及び九号

四三六番　十号

字屋敷通　二七八番一　六号

字中井谷　一三九番一　七号